

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	令和7年度畑地化促進事業 (令和6年度補正予算)	<p><b>【趣旨】</b> 水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑作化に伴う費用負担等に要する経費を支援します。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>1 畑地化支援 畑作物等の本作化に取り組む農業者を支援 単価 10.5万円/10a</p> <p>2 定着促進支援 水田を畑地化して、高収益作物、畑作物等の定着等に取り組む農業者を5年間継続的に支援 単価 2.0～3.0万円 × 5年間 ほか</p> <p>3 産地づくり体制構築等支援 畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援</p>	<p><b>【交付対象となる取組】</b></p> <p>1 畑地化支援に係る取組 前年度において主食用米や水田活用の直接支払交付金の交付対象となった作物等が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から除外する取組。 ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は隣接、近接する農地と併せて、おおむね団地化された畑地を形成するものに限る。 (注) 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした当該作物等の作付けが必要。 (注) 団地化にかかる面積は、品目ごとに行います。</p> <p>2 定着促進支援に係る取組 高収益作物、畑作物等の導入・定着を図る取組。原則として、初年度に畑地化（畑地化支援参照）を行うことが必要。</p> <p>3 産地づくり体制構築等支援</p> <p>① 産地づくりに向けた体制構築支援 団地化やブロックローテーションの体制構築のための調整（現地確認や打合せなど）に要する経費を支援（上限あり）</p> <p>② 土地改良区決済金等支援 令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に支援 上限 25万円/10a</p> <p>※本事業は申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で支援対象者が決定される交付金事業です。</p>	2025年2月13日	<a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r4hosei.hatataka.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r4hosei.hatataka.html</a>	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先	
相談受付中	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業	<p><b>【趣旨】</b>            農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。            農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策およびスマート農業等導入支援のうち地域型サービス支援タイプの要望調査を行います。</p> <p><b>【事業内容】</b>            サービス事業者の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。</p>	<p><b>【事業実施主体】</b>            農業支援サービス事業者（受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組等を行う者のこと）            （以下、サービス事業者という。）</p> <p><b>【主要要件】</b>            概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者（北海道内で取り組むサービス事業者にあつては、概ね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者）</p> <p><b>【補助率、補助上限】</b>            ○農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策（地域型サービス支援タイプ）            定額（1事業実施主体当たり1,500万円を上限とする。）            ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内））            ○農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援（地域型サービス支援タイプ）            1/2以内（1事業実施主体当たりの上限額は1,500万円とする。ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円とする。）            ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内））</p> <p><b>【対象経費】</b>            ○農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策（地域型サービス支援タイプ）            農業支援サービスの試行・改良に係る人件費や原材料費、説明会・実演会に係る会場借料や設営費、農業支援サービス周知のための情報発信費、本事業における取組に直接必要な旅費等            ○農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援（地域型サービス支援タイプ）            サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費</p>	2025年1月29日	<a href="https://www.maff.go.jp/j/suppl/y/hozyo/nousan/250117_140-1.html">https://www.maff.go.jp/j/suppl/y/hozyo/nousan/250117_140-1.html</a>	提出先 千葉県君津農業事務所企画振興課 電話0438-25-0107	農林水産省HP